

## 変革期の投資環境（5）

### ～米国の政権交代で対イラン制裁解除は実現するか～

来年1月の米大統領就任が確実視されるバイデン氏は、現政権下で離脱してきた各種の国際協定に復帰する意向を表明している。2015年7月に成立し、2018年5月に米国が離脱した、イラン核合意もその一つである。同合意は、イランの核兵器保有を阻止すべく、米国やEUがそれまで同国に科していた経済制裁の一部を解除する代わりにイランは核開発活動を一定の範囲に抑えると互いに約束したものである。この合意には、米国、EU、イランの他、英国、フランス、ドイツ、中国、ロシアが参加するが、米国以外の国々はいずれも合意維持を支持している。しかし、米国で政権が交代しても、同国の核合意復帰や対イラン経済制裁解除は簡単には実現できない。米国、イランの双方にある政治的なハードルの高さはもちろんであるが、ここでは米国の法制面から注目される点をいくつか指摘したい。

まず、米国には、イラン核合意の成立直前に議会が滑り込みで成立させた、「イラン核合意審査法」という法律がある。この法律は、米国がイランの核開発プログラムに関してイランと協定を締結する際に、大統領が議会の然るべき委員会に対して所定の報告を行うことを義務付けている。そして議会がそれを審査している間や、その合意を適当であると認めない旨の両院合同決議が成立した場合には、制裁の免除や停止、軽減を行わないよう求めている。前段の議会への報告が義務付けられているのに対し、制裁の免除等を行わないとする後段の要請は、外交や安全保障を司る大統領権限に配慮し、法的な拘束力を伴わない形で規定されている。それでも、この法律が制定された経緯（立法府の関与なしに行政府の決定だけでこのような取り決めが成立することへの強い懸念）及び、党派を超えたイランに対する厳しい姿勢に照らせば、少なくとも元通りの合意に米国が復帰することには議会の強い抵抗が予想される。

次に、米国の対イラン経済制裁解除は、核合意に基づく内容を復活させるだけでは合意締結時に約束されたレベルに戻すことができない。米国は、イラン核合意において、4つの法律の特定条項に基づく制裁措置の適用を大統領権限によって停止し、対イラン経済制裁に関する5つの大統領令を終了し、さらに数百に及ぶ人物や組織を制裁対象リストから削除することを約束した。しかし、米政権が合意離脱によって復活させたのは、これらの制裁解除・緩和措置だけではなかった。

合意離脱の約3カ月後に発出された米大統領令は、イランとの原油取引に関する制裁の運用を強化した。従来は、法律上の例外規定により、イランから一定量の原油輸入があっ

でもその量が大幅に削減されたと認められれば制裁が適用されなかったが、新たな大統領令は、この例外規定を適用しないことを表明した。さらに今年1月の大統領令は、それまで制裁対象としていなかったイランの産業部門（建設、鉱業、製造業、繊維）に関する活動にも制裁を科すとした。そして、制裁対象の指定権限を与えられている米財務省は、合意離脱によって復活させた既存の制裁法令に加え、これらの新しい大統領令に基づいても制裁対象を拡大するとともに、既存の制裁対象についても指定理由を追加する等した。そのような措置が取られた対象には、石油や石油化学、鉄鋼、海運、金融等、イラン経済を支える主要部門の企業が多く含まれる。この結果、たとえ核合意で米国が約束した項目の制裁解除が実現したとしても、これらの追加的措置への対応なしには、米国が離脱する前のイラン核合意の下で維持されていた制裁解除の水準は確保されない状況となっている。

加えて、米国の金融機関は、たとえ外国企業との取引における中継としての役割のみであってもイランに関わる取引に関与してはならないという、いわゆる「Uターン取引」の禁止が続いている。米財務省により2008年11月から実施されているこの措置は、核合意による制裁解除の対象に含まれていなかった。したがって、米国の核合意復帰だけでは、イランとの取引における米ドル使用が極めて困難な、現在の状況は変わらない。米財務省は、この禁止措置は、資金洗浄やテロ資金供与を防止するための政府間国際組織 FATF の一員として義務を果たすものであると説明している。その FATF は今年2月、2016年6月から解除していたイランへの「対抗措置」（参加メンバーに対し、通常以上に厳格な手続きを要求するもの）を復活し、10月下旬に開かれた総会でも、その措置が継続していることを再確認したばかりである。

バイデン氏は、核合意への復帰を、イランの核開発活動に対する制約を拡大するための協議のスタート地点と位置付ける旨の発言をしている。議会の強い抵抗が予想される現実を踏まえ、国内的に合意復帰を納得させる道筋をつけようとしての表現かもしれない。上述した「イラン核合意審査法」は、合意成立後も、大統領に対し、イランの合意遵守状況にとどまらず、イラン金融機関による資金洗浄やテロ資金供与についての評価を、少なくとも半年ごとに議会に報告する義務を負わせている。議会の意向を無視した形での合意復帰は、政権にとって政治的なコストが大きい。一方、イラン核合意が、互いの約束事項がバランスする着地点を見つけるまでに十年余の歳月を要したことを思い起こせば、元の制裁解除水準すら回復されない形での米国の合意復帰にイランは納得しないであろうし、ましてやその先の交渉は難しいだろう。イランは来年6月に大統領選挙を控え、誰が当選するにしても8月には現職以外の大統領が就任する。イランにどのような政権が誕生するかを見極めるまで、交渉事を大きく動かしにくいタイミングでもある。

(海外投融資情報財団 調査部 上席主任研究員 寺中純子)